

NPO活動再開支援事業補助金の公募に関するFAQ

R2.7.3更新

No	質問	回答	備考
1	主たる活動拠点及びエリアが三重県内にあるとはどういうことですか？	法人の場合は法人登記事項証明書に記載している法人住所、任意団体の場合は代表者の住所、並びにNPO活動の主な対象エリアが三重県内にあることが必要です。	
2	法人ではありませんが応募可能ですか？	任意団体も応募可能です（民間の非営利活動法人であれば応募可能です）。	
3	定款や規定がない場合はどうしたらよいですか？	法人形態により定款がない場合は、運営規定等の定款に相当する書類を提出してください。また、規定がない場合は整備して提出してください。	
4	2019年度分の事業報告書・決算書が未決定の場合はどうしたらよいですか？	2018年度分を提出してください。	
5	この補助金の他に、他の公的機関や民間団体等からの助成は受けられますか？	補助対象経費が重複しなければ可能です。本補助金と他機関等からの助成金とが重複しないよう補助対象経費を分けて交付申請、請求してください。	
6	オンラインに必要な備品として、パソコンは含まれますか？	可能ですが、他の目的で使用することはできません。	
7	補助金で購入した機材等は、補助期間終了後も引き続き使用できますか？	同じ目的に使用する場合、引き続き使用できます。	
8	空気清浄機や加湿器の購入も補助対象となりますか？	ウイルス対策が可能な機能を備えている機種であれば補助対象となります。	
9	必要経費について、春先に購入したものなど、過去に遡って対象にできますか？	できません。交付決定日以降の経費のみが補助の対象となります。	
10	領収書は必要ですか？	領収書などの証拠書類は必ず必要になります。領収書がない場合は、支払ったことがわかるものが必要になります。また、領収書の宛名は申請団体名にするとともに、購入内容が明確にわかるようにしてください（明細がわかる請求書を添付してください）。	
11	消費税の課税業者である場合、消費税はどうしますか？	消費税課税業者で、消費税の仕入れ控除を受ける場合は、消費税を含まない形で申請してください。（免税事業者の場合は、消費税を含めて請求してください）	
12	補助金に関する検査はありますか？	本事業は国の交付金を受けて実施するため、国の検査の対象になることがあります。また、検査の結果、支出内容が不適正と判断された場合には、補助金の返還の対象になることがあります。	
13	一般社団法人、社会福祉法人、自治会は該当しますか？	一般社団法人、社会福祉法人、自治会いずれも該当します。対象は、特定非営利活動法人（NPO法人）、公益法人（公益財団法人、公益社団法人）、社会福祉法人、ボランティア団体、地縁組織（自治会等）などの民間非営利組織です（詳しくは、募集要項2をご参照ください）。	

14	マスクや消毒液の購入だけでもよいですか？	新しい生活様式への対応として、消耗品の購入も対象になります。ただし、使い切った場合の対応が懸念されますので、評価基準の「継続性」にあるように、第2波、第3波への対応を含めて、「今後も安定的、持続的に活動を実施できる体制、しくみ」をあわせて整えていただくと、より評価が高くなると思われます（詳しくは、募集要項7をご参照ください）。
15	オンライン講座の開催も対象になりますか？	新しい生活様式への対応として、オンライン講座の開催も対象になります。新たに、オンラインという非対面型・非接触型のしくみを取入れることや、そのしくみを運営できる体制を整えることは、第2波、第3波への対応も可能な安定的、持続的な活動に資すると思われます。
16	5月に中止したイベントの費用は補填されますか？	過去の中止した事業補填にはご利用いただけません。他方で、新しい生活様式に即してイベントを開催する場合は対象となりますので、評価基準の「緊急性」や「継続性」なども踏まえてご検討をお願いします（詳しくは、募集要項7をご参照ください）。

7/3
追加